



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年12月26日火曜日 第472号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則.....（長寿介護課）...1338

## 告 示

肥料登録有効期間の更新.....（農産園芸課）...1341

まいわし太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量.....（水産課）...1341

まあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量.....（"）...1341

道路の区域変更（一般国道319号）.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1341

道路の供用開始（"）.....（"）...1341

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）...1342

開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）...1342

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（南予地方局環境保全課）...1342

道路の区域変更（一般国道381号）.....（南予地方局管理課）...1343

道路の供用開始（"）.....（"）...1344

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（南予地方局八幡浜保健所環境保全課）...1344

## 教育委員会規則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....（教育総務課教職員厚生室）...1348

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則.....（義務教育課）...1351

## 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....（警察本部交通企画課）...1352

## 公営企業公告

感染性廃棄物処理業務（処分）の委託.....（公営企業管理局総務課）...1353

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第52号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

愛媛県知事 中村時広

### 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号_____）、介護保険法施行規則（平成11年</p> | <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「<u>施行法</u>」という。）、介護保険法施行規則（平成11年</p> |

厚生省令第36号( )及び同項の規定により  
 なおその効力を有するものとされる同省令  
 \_\_\_\_\_に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、介護保険  
 施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項  
 を定めるものとする。

厚生省令第36号。以下「省令」という。)及び同項の規定により  
 なおその効力を有するものとされる省令(以下「旧省令」とい  
 う。)に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、介護保険  
 施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項  
 を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げ  
 とおりとする。

| 項 | 左 欄  | 右 欄  |
|---|--|--|
| 1 | 省令第114条第1項、第115条第1項、第116条第1項、第117条第1項、第118条第1項、第119条第1項、第120条第1項、第121条第1項、第122条第1項、第123条第1項、第124条第1項、第125条第1項、第134条第1項、第136条第1項、第138条第1項、第140条の4第1項、第140条の5第1項、第140条の6第1項、第140条の7第1項、第140条の9第1項、第140条の10第1項、第140条の11第1項、第140条の12第1項、第140条の13第1項及び第140条の14第1項の申請書               | 指定居宅サービス事業者(介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書(様式第1号)    |
| 2 | 省令第114条第2項、第115条第3項、第116条第3項、第117条第3項、第118条第3項、第119条第2項、第120条第3項、第121条第3項、第122条第3項、第123条第3項、第124条第3項、第125条第3項、第134条第2項、第136条第3項、第138条第3項、第140条の4第3項、第140条の5第3項、第140条の6第3項、第140条の7第3項、第140条の9第3項、第140条の10第3項、第140条の11第3項、第140条の12第3項、第140条の13第3項及び第140条の14第3項並びに旧省令第138条第2項の申請書 | 指定居宅サービス事業者(介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)更新申請書(様式第2号)  |
| 3 | 省令第126条の13の申請書   | 指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書(様式第3号)                          |
| 4 | 省令第129条、第130条、第140条の20及び第140条の21並びに旧省令第130条及び第140条の21の申出書  | 指定居宅サービス事業者(指定介護予防サービス事業者)の特例による指定を不要とする旨の申出書(様式第4号) |
| 5 | 省令第130条の5及び第140条の17の6の申出書  | 共生型居宅サービス事業者(共生型介護                                   |

|   |              |  |
|---|--------------|--|
|   |              | 予防サービス事業者)の特例による指定を不要とする旨の申出書(様式第4号の2) |
| 6 | 旧省令第139条の申請書 | 指定介護療養型医療施設指定変更申請書(様式第5号)              |

( 手続の方法 )

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

| 項 | 左 欄  | 右 欄                  |
|---|--|----------------------|
| 1 | 法第75条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項及び第115条の5第1項並びに旧法第111条の規定による指定に係る事項等の変更の届出 | 指定事項等変更届出書(様式第6号)    |
| 2 | 法第75条、第99条、第113条及び第115条の5の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出                           | 廃止(休止・再開)届出書(様式第7号)  |
| 3 | 法第91条の規定による法第48条第1項第1号の指定又は旧法第113条の規定による旧法第48条第1項第3号の指定の辞退               | 指定辞退届出書(様式第8号)       |
| 4 | 法第94条第2項及び第107条第2項の変更許可の申請   | 開設許可事項変更許可申請書(様式第9号) |
| 5 | 法第95条及び第109条の承認の申請   | 管理者承認申請書(様式第10号)     |
| 6 | 法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号の許可の申請   | 広告事項許可申請書(様式第11号)    |

( 市町村等への情報提供 )

( 市町村等への情報提供 )

第2条 省略

2 前項の規定は、法第71条第1項本文若しくは第72条第1項本文(これらの規定を法第115条の11において準用する場合を含む。)、旧法第72条第1項本文(旧法第115条の11において準用する場合を含む。)、介護保険法施行法第4条本文若しくは第5条本文又は介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第13条本文の規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者としての指定があったものとみなされる者に関する情報について準用する。

第3条 省略

第4条 省略

2 前項の規定は、法第71条第1項本文若しくは第72条第1項本文(これらの規定を法第115条の11において準用する場合を含む。)、旧法第72条第1項本文(旧法第115条の11において準用する場合を含む。)、施行法第4条本文若しくは第5条本文又は介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第13条本文の規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者としての指定があったものとみなされる者に関する情報について準用する。

第5条 省略

様式第1号から様式第11号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

告示

○愛媛県告示第1331号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和5年12月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 登録有効期限, 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 保証成分量(%), その他の規格, 生産業者の氏名又は名称及び住所. Row 1: 令和9年1月9日, 愛媛県第1294号, 魚廃物加工肥料, 魚廃物加工肥料2号, 窒素全量5.0, リン酸全量3.0, 使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり, 有限会社 上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第1332号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、

○愛媛県告示第1334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員幅, 延長, 備考. Rows include 一般国道 319号 with various route segments and their respective measurements.

○愛媛県告示第1335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Row 1: 一般国道 319号, 四国中央市新宮町馬立64番9から同町馬立64番9まで, 令和5年12月26日

まいわし太平洋系群に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和5年12月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 2 columns: 知事管理区分, 知事管理漁獲可能量. Row 1: 愛媛県まいわし漁業, 現行水準

○愛媛県告示第1333号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじに関する令和6管理年度（令和6年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和5年12月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 2 columns: 知事管理区分, 知事管理漁獲可能量. Row 1: 愛媛県まあじ漁業, 現行水準

|   |   |                                  |   |
|---|---|----------------------------------|---|
| " | " | 四国中央市新宮町馬立64番10から<br>同町馬立64番10まで | " |
| " | " | 四国中央市新宮町馬立64番11から<br>同町馬立64番11まで | " |
| " | " | 四国中央市新宮町馬立64番12から<br>同町馬立64番12まで | " |
| " | " | 四国中央市新宮町馬立64番13から<br>同町馬立64番13まで | " |

○愛媛県告示第1336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年12月26日

愛媛県中予地方局長 馬越 祐希

退任

| 役員の種類 | 氏名   | 住所                |
|-------|------|-------------------|
| 理事    | 岡本 靖 | 伊予郡松前町大字北川原728番地3 |

○愛媛県告示第1337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年12月26日

愛媛県中予地方局長 馬越 祐希

| 検査済証の番号及び交付年月日            | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                            |
|---------------------------|---------------------------|---|
| 5中局建（開）第28号<br>令和5年12月19日 | 伊予市尾崎字手路621番7             | 松山市枝松6丁目4番15号<br>KマンションN03 103号<br>島原 梨 廉 恵 |

○愛媛県告示第1338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年12月26日

愛媛県中予地方局長 馬越 祐希

| 検査済証の番号及び交付年月日            | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                            |
|---------------------------|---------------------------|---|
| 5中局建（開）第29号<br>令和5年12月19日 | 東温市田窪字水木1800番2、1811番      | 松山市市坪南2丁目16番30-2号<br>プロムープ市坪101号<br>植村 武大 紀 |

○愛媛県告示第1339号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所及び愛南町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年12月26日

愛媛県宇和島保健所長 竹内 豊

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
大成建設株式会社

- 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号  
代表取締役社長 相川 善郎
- 事業場の名称及び所在地  
津島道路新内海トンネル工事  
愛媛県南宇和郡愛南町柏地先
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む）及び排出水の量（排水系統別の量を含む）

5 特定施設に関する事項

設備1

|                       |                                  | 変 更 前 | 変 更 後               |
|-----------------------|----------------------------------|-------|---------------------|
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 砒素及びその化合物<br>(単位 1リットルにつきミリグラム)  | -     | 通常 0.013<br>最大 0.03 |
|                       | ふつ素及びその化合物<br>(単位 1リットルにつきミリグラム) | -     | 通常 0.08<br>最大 0.2   |

6 汚水等の処理施設に関する事項

設備2

|                            |                                  | 変 更 前                                | 変 更 後   |                      |                     |
|----------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|---|----------------------|---------------------|
| 処理施設の型式                    |                                  | 濁水処理設備<br>株式会社東洋製作所製<br>T J H - 70   | 濁水処理設備<br>株式会社東洋製作所製<br>T J H - 70 (既設)<br>株式会社槽崎製作所製<br>H F S - 100 (増設)                     |                      |                     |
| 処理施設の主要寸法                  |                                  | 縦 2.3メートル<br>横 5.4メートル<br>高さ 4.9メートル | (既設)<br>縦 2.3メートル<br>横 5.4メートル<br>高さ 4.9メートル<br>(増設)<br>縦 2.2メートル<br>横 10.0メートル<br>高さ 2.3メートル |                      |                     |
| 処理施設の能力                    |                                  | 1時間当たり60立方メートル処理                     | 1時間当たり160立方メートル処理   |                      |                     |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項目                               | 処理前                                  | 処理後   | 処理前                  | 処理後                 |
|                            | 砒素及びその化合物<br>(単位 1リットルにつきミリグラム)  | -                                    | -   | 通常 0.013<br>最大 0.03  | 通常 0.013<br>最大 0.03 |
| 汚水等の1日当たりの量<br>(単位 立方メートル) | ふつ素及びその化合物<br>(単位 1リットルにつきミリグラム) | -                                    | -   | 通常 0.08<br>最大 0.2    | 通常 0.08<br>最大 0.2   |
|                            | 通常 483.6<br>最大 958.8             | 通常 483.6<br>最大 958.8                 | 通常 2,313<br>最大 3,840  | 通常 2,313<br>最大 3,840 |                     |

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

| 汚水等の汚染状態の値 | 項 目                          | 変 更 前                    | 変 更 後                    |                      |
|------------|------------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|
|            | 水素イオン濃度(水素指数)                | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |                      |
|            | 生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 5<br>最大 10            | 通常 5<br>最大 10            |                      |
|            | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)   | 通常 5<br>最大 10            | 通常 5<br>最大 10            |                      |
|            | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)      | 通常 25<br>最大 50           | 通常 25<br>最大 50           |                      |
|            | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)      | 通常 2<br>最大 3             | 通常 2<br>最大 3             |                      |
|            | 炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)       | 通常 0.5<br>最大 1           | 通常 0.5<br>最大 1           |                      |
|            | 砒素及びその化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)  | -                        | 通常 0.013<br>最大 0.03      |                      |
|            | ふつ素及びその化合物(単位 1リットルにつきミリグラム) | -                        | 通常 0.08<br>最大 0.2        |                      |
|            | 汚水等の1日当たりの量<br>(単位 立方メートル)   |                          | 通常 483.6<br>最大 958.8     | 通常 2,313<br>最大 3,840 |

備考 この他に、雨水専用排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1340号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間                                  | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅        | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|--------------------------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 一般国道  | 381号  | 北宇和郡松野町大字蕨生1236番12から<br>同大字1238番地先まで | 旧    | メートル<br>5.4~20.0 | キロメートル<br>0.240 |     |
|       |       | 北宇和郡松野町大字蕨生1234番から<br>同大字1238番まで     | 新    | 18.5~53.9        | 0.240           |     |
| "     | "     | 北宇和郡松野町大字蕨生1362番2                    | 旧    | 8.8~13.4         | 0.152           |     |
|       |       | 北宇和郡松野町大字蕨生1363番                     | 新    | 20.9~30.7        | 0.152           |     |

○愛媛県告示第1341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和5年12月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Contains details for road No. 381 in Utsunomiya City.

○愛媛県告示第1342号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。
なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。
令和5年12月26日

愛媛県八幡浜保健所長 竹内豊

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社サンフーズ
大洲市菅田町菅田甲2522
代表取締役 堀田 修治
2 事業場の名称及び所在地
株式会社サンフーズ富士工場
大洲市富士257番外21筆
3 特定施設に関する事項
(1) - 1、 - 2 (同型2基)

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)以下「政令」という。別表第1第2号畜産食料品製造業の用に供する施設八湯煮施設第4号野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設二湯煮施設. Includes capacity, start date, and usage details.

Table with 2 columns: 汚水等の汚染状態の値, 生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量, 浮遊物質量, 窒素含有量, リン含有量, ノルマルヘキササン抽出物質含有量, 汚水等の1日当たりの量. Lists various water quality parameters and their limits.

(2) - 3 ~ - 6 (同型4基)

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 政令別表第1第2号畜産食料品製造業の用に供する施設八湯煮施設第4号野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設二湯煮施設. Includes capacity, start date, and usage details for the second set of facilities.

|                        |                                  |                          |
|------------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値  | 水素イオン濃度(水素指数)                    | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |
|                        | 生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)      | 通常 990<br>最大 1,040       |
|                        | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)        | 通常 465<br>最大 490         |
|                        | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)            | 通常 300<br>最大 320         |
|                        | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)           | 通常 75<br>最大 80           |
|                        | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)           | 通常 19<br>最大 20           |
|                        | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 124<br>最大 130         |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 50.0<br>最大 50.0               |                          |

(3)

|                       |   |                          |
|-----------------------|---|--------------------------|
| 特定施設の種別               | 政令別表第1 第4号 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設イ 原料処理施設 |                          |
| 特定施設の能力               | 5,000kg/日                                       |                          |
| 工事の着手予定年月日            | 許可後直ちに  |                          |
| 工事の完成予定年月日            | 令和7年2月28日                                       |                          |
| 使用開始の予定年月日            | 令和7年3月1日  |                          |
| 特定施設の使用時間間隔           | 3時間カット、30分洗浄                                    |                          |
| 特定施設の1日当たりの使用時間       | 12時間  |                          |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要      | 無し  |                          |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数)                                   | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |
|                       | 生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)                     | 通常 830<br>最大 860         |
|                       | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)                       | 通常 300<br>最大 320         |
|                       | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)                           | 通常 180<br>最大 200         |

|                        |                                  |              |
|------------------------|----------------------------------|--------------|
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値  | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)           | 通常 4<br>最大 5 |
|                        | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)           | 通常 2<br>最大 2 |
|                        | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 3<br>最大 5 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 12.0<br>最大 12.0               |              |

(4) - 1 ~ - 4 (同型4基)

|                        |   |                          |
|------------------------|---|--------------------------|
| 特定施設の種別                | 政令別表第1 第2号 畜産食料品製造業の用に供する施設ハ 湯煮施設第4号 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設ニ 湯煮施設 |                          |
| 特定施設の能力                | 200kg/バッチ   |                          |
| 工事の着手予定年月日             | 許可後直ちに  |                          |
| 工事の完成予定年月日             | 令和7年2月28日   |                          |
| 使用開始の予定年月日             | 令和7年3月1日  |                          |
| 特定施設の使用時間間隔            | 30分/バッチ×12回   |                          |
| 特定施設の1日当たりの使用時間        | 12時間  |                          |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要       | 無し  |                          |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値  | 水素イオン濃度(水素指数)   | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |
|                        | 生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)   | 通常 880<br>最大 920         |
|                        | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)   | 通常 380<br>最大 400         |
|                        | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)   | 通常 240<br>最大 250         |
|                        | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)  | 通常 60<br>最大 62           |
|                        | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)  | 通常 13<br>最大 15           |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)  | 通常 105<br>最大 110         |
|                        | 通常  | 通常 48.0<br>最大 48.0       |

(5) - 1、 - 2 (同型2基)

|                        |   |                          |
|------------------------|---|--------------------------|
| 特定施設の種類                | 政令別表第1 第2号 畜産食料品製造業の用に供する施設八 湯煮施設第4号 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設二 湯煮施設 |                          |
| 特定施設の能力                | 180kg / バッチ   |                          |
| 工事の着手予定年月日             | 許可後直ちに  |                          |
| 工事の完成予定年月日             | 令和7年2月28日   |                          |
| 使用開始の予定年月日             | 令和7年3月1日  |                          |
| 特定施設の使用時間間隔            | 1時間運転 / 30分停止   |                          |
| 特定施設の1日当たりの使用時間        | 16時間  |                          |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要       | 無し  |                          |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値  | 水素イオン濃度(水素指数)   | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |
|                        | 生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)  | 通常 880<br>最大 920         |
|                        | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)  | 通常 380<br>最大 400         |
|                        | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)  | 通常 240<br>最大 250         |
|                        | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)   | 通常 60<br>最大 62           |
|                        | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)   | 通常 13<br>最大 15           |
|                        | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)                                       | 通常 105<br>最大 110         |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 26.0<br>最大 26.0  |                          |

(6)

|             |   |  |
|-------------|---|--|
| 特定施設の種類     | 政令別表第1 第2号 畜産食料品製造業の用に供する施設八 湯煮施設第4号 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設二 湯煮施設 |  |
| 特定施設の能力     | 400kg調理 / バッチ   |  |
| 工事の着手予定年月日  | 許可後直ちに  |  |
| 工事の完成予定年月日  | 令和7年2月28日   |  |
| 使用開始の予定年月日  | 令和7年3月1日  |  |
| 特定施設の使用時間間隔 | 仕込み、加熱時間120分、洗浄30分サイクル  |  |

|                        |                              |                          |
|------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 特定施設の1日当たりの使用時間        | 5:00~25:00(洗浄メンテ含む)          |                          |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要       | 無し                           |                          |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値  | 水素イオン濃度(水素指数)                | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |
|                        | 生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 990<br>最大 1,040       |
|                        | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)   | 通常 465<br>最大 490         |
|                        | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)       | 通常 300<br>最大 320         |
|                        | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)      | 通常 75<br>最大 80           |
|                        | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)      | 通常 19<br>最大 20           |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常                           | 14.0                     |
|                        | 最大                           | 14.0                     |

(7) - 1

|                       |   |                          |
|-----------------------|---|--------------------------|
| 特定施設の種類               | 政令別表第1 第2号 畜産食料品製造業の用に供する施設八 湯煮施設第4号 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設二 湯煮施設 |                          |
| 特定施設の能力               | 4,000袋 / バッチ 殺菌   |                          |
| 工事の着手予定年月日            | 許可後直ちに  |                          |
| 工事の完成予定年月日            | 令和7年2月28日   |                          |
| 使用開始の予定年月日            | 令和7年3月1日  |                          |
| 特定施設の使用時間間隔           | 1時間運転 / 20分停止   |                          |
| 特定施設の1日当たりの使用時間       | 16時間  |                          |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要      | 無し  |                          |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数)   | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |
|                       | 生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)  | 通常 0.7<br>最大 0.9         |
|                       | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)  | 通常 0.5<br>最大 0.6         |

|   |                    |
|---|--------------------|
| 浮遊物質<br>量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム)               | 通常 1未満<br>最大 1未満   |
| 窒素含有量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム)                   | 通常 1.3<br>最大 1.5   |
| りん含有量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム)                   | 通常 0.05<br>最大 0.07 |
| ノルマルヘ<br>キサン抽出<br>物質含有量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム) | 通常 1未満<br>最大 1未満   |
| 汚水等の1日当たりの量<br>(単位 立方メートル)                                | 通常 84.0<br>最大 84.0 |

(8) - 2、 - 3 (同型2基)

|                       |   |                          |
|-----------------------|---|--------------------------|
| 特定施設の種 類              | 政令別表第1 第2号 畜産食料品製造業の用に供する施設八 湯煮施設第4号 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設二 湯煮施設 |                          |
| 特定施設の能力               | 4,000袋/バッチ 殺菌   |                          |
| 工事の着手予定年月日            | 許可後直ちに  |                          |
| 工事の完成予定年月日            | 令和7年2月28日   |                          |
| 使用開始の予定年月日            | 令和7年3月1日  |                          |
| 特定施設の使用時間間隔           | 1時間運転/20分停止   |                          |
| 特定施設の1日当たりの使用時間       | 16時間  |                          |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要      | 無 し   |                          |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数)   | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |
|                       | 生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)  | 通常 0.7<br>最大 0.9         |
|                       | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)  | 通常 0.5<br>最大 0.6         |
|                       | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)  | 通常 1未満<br>最大 1未満         |
|                       | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)   | 通常 1.3<br>最大 1.5         |
|                       | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)   | 通常 0.05<br>最大 0.07       |
|                       | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)                                       | 通常 1未満<br>最大 1未満         |

|                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| 汚水等の1日当たりの量<br>(単位 立方メートル) | 通常 166.0<br>最大 166.0 |
|----------------------------|----------------------|

4 汚水等の処理施設に関する事項  
(1) No.1 産業排水処理槽

|  |  |                          |                          |
|--|--|--------------------------|--------------------------|
| 工事の着手予定年月日                                     | 許可後直ちに   |                          |                          |
| 工事の完成予定年月日                                     | 令和6年10月末日  |                          |                          |
| 使用開始の予定年月日                                     | 令和7年3月1日   |                          |                          |
| 処理施設の種 類                                       | 産業排水処理装置   |                          |                          |
| 処理施設の型 式                                       | -  |                          |                          |
| 処理施設の構 造                                       | RC造  |                          |                          |
| 処理施設の主要寸法                                      | 縦 11,350ミリメートル<br>横 21,200ミリメートル<br>高さ 6,000ミリメートル |                          |                          |
| 処理施設の能力  | 200.0m <sup>3</sup> /日                             |                          |                          |
| 汚水等の処理の方式                                      | 油分離+硝化液循環膜分離活性汚泥方式                                 |                          |                          |
| 処理施設の使用時間間隔                                    | 連 続  |                          |                          |
| 処理施設の1日当たりの使用時間                                | 24時間   |                          |                          |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要                               | な し  |                          |                          |
| 処理施設に<br>よる処理前<br>及び処理後<br>の汚水等の<br>汚染状態<br>の値 | 項 目  | 処 理 前                    | 処 理 後                    |
|  | 水素イオン濃度(水素指数)                                      | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |
|  | 生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)                       | 通常 830<br>最大 870         | 通常 18<br>最大 20           |
|  | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)                         | 通常 370<br>最大 390         | 通常 20<br>最大 30           |
|  | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)                             | 通常 245<br>最大 260         | 通常 40<br>最大 50           |
|  | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)                            | 通常 57<br>最大 60           | 通常 9<br>最大 10            |
|  | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)                            | 通常 14<br>最大 15           | 通常 1.2<br>最大 1.5         |
| 汚水等の1日当たりの量<br>(単位 立方メートル)                     | 通常 200.0<br>最大 200.0                               | 通常 200.0<br>最大 200.0     | 通常 200.0<br>最大 200.0     |

(2) No.2 合併処理浄化槽

|                            |  |                          |                          |
|----------------------------|--|--------------------------|--------------------------|
| 工事の着手予定年月日                 | 許可後直ちに   |                          |                          |
| 工事の完成予定年月日                 | 令和6年10月末日  |                          |                          |
| 使用開始の予定年月日                 | 令和7年3月1日   |                          |                          |
| 処理施設の種別                    | 合併処理槽  |                          |                          |
| 処理施設の型式                    | DCW-60A型   |                          |                          |
| 処理施設の構造                    | FRP製   |                          |                          |
| 処理施設の主要寸法                  | 縦 3 300ミリメートル<br>横 6 440ミリメートル<br>高さ 3 840ミリメートル |                          |                          |
| 処理施設の能力                    | 10.8m <sup>3</sup> /日                            |                          |                          |
| 汚水等の処理の方式                  | 固液分離型流量調整付担体流動生物ろ過循環方式                           |                          |                          |
| 処理施設の使用時間間隔                | 連続   |                          |                          |
| 処理施設の1日当たりの使用時間            | 24時間   |                          |                          |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要           | なし   |                          |                          |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項目   | 処理前                      | 処理後                      |
|                            | 水素イオン濃度(水素指数)                                    | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |
|                            | 生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)                     | 通常 160<br>最大 200         | 通常 18<br>最大 20           |
|                            | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)                       | 通常 110<br>最大 140         | 通常 20<br>最大 30           |
|                            | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)                          | 通常 120<br>最大 150         | 通常 16<br>最大 20           |
|                            | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)                          | 通常 30<br>最大 40           | 通常 20<br>最大 30           |

|                                    |    |      |    |      |
|------------------------------------|----|------|----|------|
| りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)            | 通常 | 6    | 通常 | 2.7  |
|                                    | 最大 | 8    | 最大 | 3    |
| ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 | 24   | 通常 | 16   |
|                                    | 最大 | 30   | 最大 | 20   |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)             | 通常 | 10.8 | 通常 | 10.8 |
|                                    | 最大 | 10.8 | 最大 | 10.8 |

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

|            |                                    |                          |                          |    |     |
|------------|------------------------------------|--------------------------|--------------------------|----|-----|
| 汚水等の汚染状態の値 | 項目                                 | No.2 排水口                 | No.6 排水口                 |    |     |
|            | 水素イオン濃度(水素指数)                      | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |    |     |
|            | 生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)       | 通常 18<br>最大 20           | 通常 0.7<br>最大 0.9         |    |     |
|            | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)         | 通常 20<br>最大 30           | 通常 0.5<br>最大 0.6         |    |     |
|            | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)            | 通常 39<br>最大 48           | 通常 1未満<br>最大 1未満         |    |     |
|            | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)            | 通常 9.6<br>最大 11          | 通常 1.3<br>最大 1.5         |    |     |
|            | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)            | 通常 1.3<br>最大 1.6         | 通常 0.05<br>最大 0.07       |    |     |
|            | ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 26<br>最大 29           | 通常 1未満<br>最大 1未満         |    |     |
|            | 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)             | 通常                       | 210.8                    | 通常 | 250 |
|            |                                    | 最大                       | 210.8                    | 最大 | 250 |

備考 No.1、No.3~No.5、No.7は雨水専用排水口である。  
No.6排水口は滅菌装置冷却水(井水処理水)の排水口である。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第9号

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係) 愛媛県奨学生願書

(表)

区分 予約・在学・緊急

愛媛県奨学生願書

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

(〒 )

住所

本人

氏名

(〒 )

住所

連帯保証人

氏名

本人との続柄

|            |      |       |    |
|------------|------|-------|----|
| ふりがな<br>氏名 | 生年月日 | 年 月 日 | 日生 |
|------------|------|-------|----|

|                  |   |            |   |                      |    |                 |     |
|------------------|---|------------|---|----------------------|----|-----------------|-----|
| 在学<br>(卒業)<br>学校 | 立 | 学校<br>(分校) | 科 | 全日制・定時制<br>通信制・(単位制) | 学年 | 卒業・修業<br>(予定)年月 | 年 月 |
| ( 年度第1学年入学)      |   |            |   |                      |    |                 |     |

|           |   |  |   |
|-----------|---|--|---|
| 進学<br>希望校 | 立 | 高等学校 (中等教育学校・高等部)<br>高等専門学校<br>専修学校 (高等課程) | 科 |
|-----------|---|--|---|

|          |            |            |   |
|----------|------------|------------|---|
| 通学<br>形態 | 自宅通学・自宅外通学 | 貸与希望<br>月額 | 円 |
|----------|------------|------------|---|

| 生計を一にする家族 | ア 就学者以外 |    |    |    | イ 就学者 (本人除く) |    |    |         |
|-----------|---------|----|----|----|--------------|----|----|---------|
|           | 続柄      | 氏名 | 年齢 | 職業 | 続柄           | 氏名 | 年齢 | 在学名及び学年 |
|           | 家計支持者   |    |    |    |              |    |    |         |
|           |         |    |    |    |              |    |    |         |
|           |         |    |    |    |              |    |    |         |

奨学金の貸与を必要とする家庭事情や学校で学びたいこと、特に意欲的に取り組んでいることを記入してください。

家庭事情及び学校生活に対する意欲

(裏)

(本人が未成年者である場合)

出願について、保護者として同意します。

なお、保護者が複数の場合は、その全員の同意を得た上で、保護者の代表として署名していることを誓約します。

保護者

住所

氏名

本人との続柄

(本人が成年者である場合)

保護者であった者

住所

氏名

本人との続柄

- (注) 1 本人及び連帯保証人の欄は、それぞれ該当する者が自署すること。  
2 本人が未成年者である場合は、保護者の欄に保護者の代表が自署すること。ただし、連帯保証人と保護者が同一である場合は、当該欄の記入を省略することができる。  
3 本人が成年者である場合は、保護者であった者の欄に保護者であった者が自署すること。ただし、連帯保証人と保護者であった者が同一である場合は、当該欄の記入を省略することができる。  
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



|                     |  |    |  |
|---------------------|--|----|--|
|                     |  |    |  |
| 中学校教諭<br>2種免許状      | 国語、技術、職業、<br>職業実習又は英語                      | 省略 |  |
|                     | 社会、数学、理科、<br>音楽、美術、保健体<br>育又は家庭            | 省略 |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     | 省略   |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
| 高等学校教<br>諭1種免許<br>状 | 省略   |    |  |
|                     | 数学、理科、音楽、<br>保健体育、家庭、家<br>庭実習、情報又は情<br>報実習 | 省略 |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     |  |    |  |
|                     | 省略   |    |  |

備考1・2 省略

|                     |                                  |    |          |   |
|---------------------|----------------------------------|----|----------|---|
|                     | 技術                               |    | 10       | 3 |
|                     |                                  |    | 7以上9以下   | 2 |
|                     |                                  |    | 3以上6以下   | 1 |
| 中学校教諭<br>2種免許状      | 国語____、職業、<br>職業実習又は英語           | 省略 |          |   |
|                     | 社会、数学____、<br>音楽、美術、保健体<br>育又は家庭 | 省略 |          |   |
|                     | 理科                               |    | 10       | 8 |
|                     |                                  |    | 9        | 7 |
|                     |                                  |    | 8        | 6 |
|                     |                                  |    | 7        | 5 |
|                     |                                  |    | 5又は6     | 4 |
|                     |                                  |    | 4        | 3 |
|                     |                                  |    | 3        | 2 |
|                     | 省略                               |    |          |   |
|                     | 技術                               |    | 10       | 6 |
|                     |                                  |    | 9        | 5 |
|                     |                                  |    | 7又は8     | 4 |
|                     |                                  |    | 5又は6     | 3 |
|                     |                                  |    | 4        | 2 |
|                     |                                  |    | 3        | 1 |
| 高等学校教<br>諭1種免許<br>状 | 省略                               |    |          |   |
|                     | 数学、理科、音楽又<br>は保健体育               | 省略 |          |   |
|                     |                                  |    |          |   |
|                     | 家庭、家庭実習、情<br>報又は情報実習             |    | 17以上19以下 | 5 |
|                     |                                  |    | 14以上16以下 | 4 |
|                     |                                  |    | 10以上13以下 | 3 |
|                     |                                  |    | 7以上9以下   | 2 |
|                     |                                  |    | 3以上6以下   | 1 |
|                     | 省略                               |    |          |   |

備考1・2 省略

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**公安委員会規則**

○愛媛県公安委員会規則第13号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

**愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則**

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第10条 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)～(キ) 省略

イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員をこえる人員を乗車させないこと。

(2)～(4) 省略

(運転経歴証明書の交付申請)

第24条の6 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請は、運転経歴証明書交付(再交付)申請・記載事項変更届出書(別記様式第22号の4)及び申請用写真1枚(愛媛県運転免許センターにおいて申請する場合を除く。)を公安委員会に提出して行うものとする。

2 省略

別記様式第22号の3(第24条の4関係)

省略

1 今回のあなたの更新手続

Table with 2 columns: 更新者の区分, 省略

2～5 省略

改正前

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第10条 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)～(キ) 省略

イ 自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員をこえる人員を乗車させないこと。

(2)～(4) 省略

(運転経歴証明書の交付申請)

第24条の6 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請は、運転経歴証明書交付(再交付)申請・記載事項変更届出書(別記様式第22号の4)及び申請用写真1枚を公安委員会に提出して行うものとする。

2 省略

別記様式第22号の3(第24条の4関係)

省略

1 今回のあなたの更新手続

Table with 2 columns: 更新者の区分, 道路交通法第101条第3項の優良運転者の該当の有無

2～5 省略

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年12月26日

愛媛県立中央病院長

中西徳彦

1 入札に付する事項

(1) 件名

感染性廃棄物処理業務委託(処分)

(2) 委託業務名及び予定数量

感染性廃棄物処理業務委託(処分): 約4,800,000リットル

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 電子マニフェスト（JWNET）を導入していること。（導入予定含む）
- (5) 「特定調達参加希望」の登録をしている業者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務医事課会計係  
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 6523

- (2) 入札書の受領期限

令和6年2月21日（水）午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法

#### ア 交付期間

令和5年12月26日（火）から令和6年1月30日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

#### イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和6年2月21日（水）午後1時30分

愛媛県立中央病院 管理棟4階会議室

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、令和6年1月30日（火）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつ

て有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital, approximately 4,800,000 liters

- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 21 February 2024

- (3) For further information, please contact: Accounting Section, General and Medical Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan

TEL 089 947 1111 Ext 6523